

大学改革を加速する新たな取組

— 改革加速アクション・プログラム —

第1 基本的な考え方

- 公立大学法人首都大学東京は、「制度疲労に陥った既存の教育システムを変革していくには、まず、大学における教育改革の実行が不可欠」という基本認識のもと、大学の中に閉じこもることなく、首都東京の大学にふさわしい人材育成や研究を行うことで大都市が抱えるさまざまな問題の解決に貢献していく、さらに大学運営に経営感覚を導入し、戦略的な大学運営を実現していくことを目的に設立された。
- この目的を実現するため、平成22年度末までを計画期間とする中期計画を策定し、

改革に向けた一歩を踏み出した。開学1年目の17年度は、法人化、大学の統合及び新たな理念に基づく教育研究組織の再編という3つの大きな変化の中で、開学した首都大学東京を円滑に運営し、軌道に乗せるとともに、産業技術大学院大学の開学準備に取り組み18年4月に開学するなど、相応の成果をあげた。

- 今後は、大学改革の理念をより具体化し、その取り組みの推進に向けた礎の強化を図るとともに、公立大学法人首都大学東京の「強み」を積極的に発掘しこれを一層高い水準へと押し上げ、一方、17年度中の対応がなお十分でない「遅れ」の部分は重点的にキャッチアップすることを目指し、19年度以降の発展に向け、必要な基盤を強化することによって、改革をさらに加速させていくことが必要である。
- そのためには、大学の教育・研究水準のさらなる向上、学生サービスの充実、社会への一層の貢献という改革の目的を全学で共有するとともに、これに基づき、全ての教職員が、その実現に向け、緊密な連携協力を図り、互いに切磋琢磨し、知恵を出し合い、汗をかくことで課題を克服する、自己改革の営みを積み重ねていくことが不可欠である。
- こうした自己改革が生み出した成果を用い、改革を支える教育・研究体制、事務組織体制、施設・設備など法人・大学運営の基盤を強化することが必要である。
- この「改革加速アクション・プログラム」は、こうした基本的考え方に立って、中期計画の達成に向け、その終了年次である22年度末までを展望して、大学改革を加速するために必要な基盤強化に向けた課題と方策を定めたものであり、今後機を逸することなく必要な手だてを積極的に実行していくこととする。
- 実行に当たっては、理事長・学長のリーダーシップにより「経営力」を発揮し、これに基づき教職員が一丸となって取り組んでいく。

第2 改革を加速するための課題

1 教育面 ～「ロマン」と「人間力」を持つ人材を育てる真の人間教育の実現～

少子化など社会状況の変化を踏まえ、学生から選ばれる大学として、大学全入時代における大学間競争を勝ち抜き、社会が求める少数精鋭時代に耐えうる人材を輩出する。「ロマン」と「人間力」を持つ人材を育てる、真の人間教育の実現に向けて「新たな基礎・教養教育」の開始や大学院再編などの開学1年目の成果を、さらに深化・発展させるとともに、それらを支える教育環境・体制の多面的かつ戦略的な整備が必要。

- 教務企画・調整機能の強化（教育研究組織、事務組織）
- 教育改善、基礎・教養教育、「知」のキャリア形成支援教育の充実
- 学生サポートセンターの機能充実
- 突出した人材を確保する入試の検討
- 高度専門職業人材育成における各分野での高い評価の確立

2 研究面 ～ 現場から生まれる独創性とチャレンジ精神に満ちた研究の推進 ～

現場にある切実なニーズをとらえ、その本質を深めていくことによって、真の独創性ある研究が生まれる。創意工夫とチャレンジ精神をもって、自らの研究の限界を自らの力で乗り越えていくことが研究の要諦である。ポスト21世紀COEプログラムの獲得、大学独自の戦略的・重点的研究の推進、提案公募型研究や企業との共同研究など外部資金による大型プロジェクトの獲得を支える研究基盤・体制の多面的かつ戦略的な整備が必要。

- 戦略的・重点的研究の推進
- ポスト21世紀COEプログラムの獲得
- 外部資金受入促進

3 社会への貢献 ～学術研究成果を発信・還元し社会に存在感を示す～

東京都が設立した大学として、都政との連携を一層推進し都政のシンクタンク機能を果たすとともに、大学の存在感を社会に示し、相乗効果として教育・研究の更なる水準向上にもつながるよう、大学の持つ学術研究成果を広く社会に発信・還元していくことが必要。そのためには、大学の持てる力を最大限発揮できるよう社会との連携・協力を推進するための学内基盤の強化が不可欠。

- 東京都との連携推進にむけた相互情報交換の活発化
- 産学公連携推進にむけた学内基盤の強化、中小企業との連携強化策
- オープンユニバーシティにおける自治体等との連携、学部・大学院教育との連携強化

4 産業技術大学院大学

産業技術大学院大学の運営を軌道に乗せるとともに、平成20年4月の創造技術専攻（仮称）の開設に向けた準備が必要。

5 法人運営

理事長・学長のリーダーシップによる意思決定システムの一層の定着を図るとともに、これを支える法人本部機能の強化及び教育・研究・社会貢献を支える機能の充実など、事務組織体制、教育研究組織体制、人事制度等を整備することが必要。

- 都派遣職員、法人固有職員、人材派遣職員の、適切な役割分担に基づく配置
- 事務職員の法人固有職員制度の整備と職務遂行能力向上
- 新たな教員人事制度の定着・整備
- 大学の使命を実現するための優れた教員人材の確保
- 大学の設置理念及び社会の要請に応えた教育を実現する新コースの設置
- 法人化のメリットを最大限活かした財務運営の一層の工夫
- 都立産業技術高等専門学校の法人移管への円滑な対応

第3 課題解決のための方策

改革をさらに加速させるため、教職員一人ひとりが当事者として、その実現に向けた努力を積み重ねていくとともに、改革の基盤を、より一層強固なものとしていくため、以下の方策を講じていくこととする。

1 教育実施体制の充実

(1) 新コースの実施に向けた体制整備

- 順次開設する新コース（インダストリアルアートコース（平成18年度開始）、都市政策コース（平成19年度開始）、観光・ツーリズムコース（平成20年度開始））について、円滑な実施に向けて、教職員、設備等の体制を整備する。
（平成18年度～）

(2) 基礎教育センターの拡充等

- 教育改善、基礎・教養教育、「知」のキャリア形成教育の取組の充実に向け、基礎教育センターの核となる教員・職員等の充実等、体制強化を図る。
（平成18年度～）
- 突出した能力をもつ人材や本学の理念に合致した人材の確保に向け、入試の質の向上を図るための体制の強化を図る。（平成19年度～）
- 学部、大学院を通じた教育の質の向上について、学内体制のあり方も含め検討を開始する。（平成18年度～）

(3) 高度専門職業人材育成の充実

- 法科大学院、ビジネススクールの社会的評価を確立する上で有効な教育研究環境の整備について、必要な措置を講じる。(平成18年度～)
- 産業技術大学院大学の創造技術専攻(仮称)の開設に向け、教職員等所要の経費を確保し、着実に準備を進める。(平成18年度～)

(4) 学生サポートセンター運営体制の整備

- 学生の修学・生活支援において、教育的観点からの適切な学生指導の確保や留学・留学生支援など、教育研究組織との調整を行うため、学生サポートセンターに教育経験豊富な幹部級の人材を配置する。(平成19年度)

2 教員人事制度の改革

(1) 新人事制度の整備・定着

- 本年度新たに実施した人事給与制度の適切な運用を図りつつ、以下の内容に精力的に取り組む。
- 学校教育法の改正を踏まえた任用体系の検討を進め、部局の教育研究の実情を踏まえた「教授・准教授・助教・助手」の位置づけの整理を行う。(平成18年度)
- 裁量労働制の導入の検討、兼業・兼職基準の見直しの検討を行うとともに、サバティカル制度の研究を進め、柔軟で効果的な勤務管理体系を構築する。
(平成19年度本格実施)
- 教員評価の試行を着実に進めるとともに、各部局において積極的で活発な検討を進め、各種評価制度とも適切な連携を取りつつ、教員にふさわしい評価の仕組みを作り上げる。(平成18年度試行、平成19年度以降本格実施)
- 教員の意欲と努力に的確に応える観点から、負担が重いと認められる特定の職務に対する適切な対応を検討する。(平成18年度～)

(2) 人事管理の仕組みの構築

- 中期計画の定数達成及び総額人件費の抑制を前提に、本学の教育研究体制の維持・発展に資する適切な採用・昇任人事を行う。
- 各部局の実情を踏まえつつ、法人全体の方針と調和の取れた、計画的・戦略的な人事管理の仕組みの構築を図る。(平成18年度～)

(3) プロジェクト型任用の導入

- 特定の重点的・戦略的研究や、教育改善、「知」のキャリア形成支援、入試の質の向上など新たな教育活動の充実強化に向け、一定期間内に成果を生み出すべき領域に適切に対応するため、プロジェクト型任用による人材登用の仕組みを構築することとし、そのための「ファンド」を創設する。(平成 18 年度～)

3 社会との連携推進

(1) 産学公連携の推進

- 研究分野の特性に応じた研究シーズの情報収集及び学内連携強化のための体制構築を進める。(平成 18 年度～)
- 中小企業との連携促進のため、都が整備を進める多摩の産業支援拠点との連携を進める。(平成 18 年度～)
- 都が整備を進める区部の産業支援拠点との連携を進めるとともに、秋葉原サテライトオフィスの産学公連携機能の強化を図る。(平成 18 年度～)

(2) オープンユニバーシティの充実

- 大学の学術研究成果を都民に積極的に還元を行うとともに、東京都や特別区などとの連携、自治体研修支援、学部や大学院の教育との連携などにより、首都大学東京ならではの特色ある講座提供を推進する。(平成 18 年度～)

4 教育研究環境の充実

(1) 既存設備の計画的改修・更新

- 南大沢キャンパス、荒川キャンパスについては、整備後一定期間が経過し、今後、大規模な施設・設備の改修・更新により、その機能の維持を図っていく必要がある。
- 施設・設備の計画的な改修・更新を適切に行うため、施設改修計画を策定する。
(平成 18 年度(南大沢、荒川)、平成 19 年度～(日野))
- 施設費補助金を確保し、改修・更新の着実な実施により、良好な教育研究環境の確保を図る。(平成 19 年度～)

(2) 各キャンパスの管理体制の整備

- 安全で快適なキャンパスを整備・維持するため、効率的で効果的なキャンパスの管理体制を整備する必要がある。
- 建物管理、警備、維持補修、清掃等の内容を含め、防災・防火や環境影響負荷軽減の観点も盛り込んだ、キャンパスのトータル管理の仕組みを整備し、教職員、学生一体となったキャンパス環境整備への取組を進める。(平成 19 年度～)

(3) 充実した学生生活を支える場の提供

- 学生の充実した学生生活を支援するため、快適なキャンパスを提供する観点から、要望を的確に把握し、法人化のメリットを活かすことなどにより、迅速な施設整備等を図る。(平成 18 年度～)
- 教室、講師控室等の教育環境整備を図るとともに、学生がくつろぎ、語らえる場を増やす。(平成 18 年度～)
- 南大沢・日野間の連絡バスの試行結果を踏まえて、効果的な学生・教職員の移動方法の確立を図る。(平成 18・19 年度)

(4) 大型外部資金受入促進のための研究施設の整備

- 外部資金によるプロジェクト型研究の充実、大学独自の戦略的・重点的研究の展開に向け、研究施設の整備に向けた取り組みを進める。
(平成 18・19 年度)
- 施設整備は法人の経営努力により生み出した資金等を財源とし、外部資金や利用研究者からの賃料等により維持管理を行うなど、法人化のメリットを活かした新たな資金フレームを構築する。(平成 18・19 年度)

(5) 施設の再配置の円滑な実施

- 教育研究組織の再編に伴う施設の再配置については、「施設の再配置に関する基本方針」に基づき、平成 18 年度中に全面的な移転を完了するよう、円滑な実施を図る。(平成 18 年度)

5 事務組織体制等の整備

(1) 法人運営を支える事務組織体制の整備

- 法人化のメリットを最大限活かし、自主的・自律的な運営を担っていくため、調査企画、人事、監査、施設設備管理、外部評価への対応、渉外、業務改善関係等、法人本部として担うべき理事長・学長のリーダーシップを支える機能に対する人的配置の充実を図る。(平成 18 年度～)
- 今後、法人固有の職員による基幹業務運営の確立に向けて、教務、会計業務を中心に法人固有職員を重点配置し、人材の育成を図る。(平成 19 年度～)

(2) 人材育成の充実

- 法人としての人材育成方針を定め、研修体系を確立し、計画的な人材育成を行う。
(平成 18 年度～)

(3) 新たな法人固有職員制度の整備

- 現行の法人固有職員制度について一定の見直しを行うとともに、将来の法人運営の中核を担うにふさわしい人材の確保・育成を目的とする新たな法人固有職員制度を整備する。(平成 18 年度制度構築、平成 19 年度以降採用)

(4) 都立産業技術高等専門学校の法人移管への円滑な対応

- 都が予定している都立産業技術高等専門学校の法人への移管については、国の動向等を踏まえ、都との連携を密にし、円滑な実施に向け準備を図る。
(平成 18 年度～)

6 財務運営の改革、情報伝達の徹底

- 外部資金の獲得を一層促進する方策を検討する。
- 新しい創意と工夫で大学運営のコストパフォーマンスを一層向上し、それにより生み出された利益を大学の使命実現のための新たな取り組みに活用する。
(平成 18 年度～)
- 学内に基本方針の周知を図るとともに、必要な情報を集約し的確に提供するしくみを構築する。(平成 18 年度～)

第 4 大学改革をさらに加速させるための今後の展開

- このプログラムは、中期計画の達成に向け、中期計画期間中を展望したものであるが、実行にあたっての課題、社会状況の変化により生じる新たな課題にも対応しながら、さらに長期的な展望を見据え、必要に応じて改定していく。
- このプログラムは、その実現だけが目的ではなく、その実行を通じて、全ての教職員に対して自己の改革を促すものである。
- 大学が、将来にわたって社会から必要とされ、厳しい競争に打ち克っていくため、理事長・学長のリーダーシップの下、教職員が「アクション・プログラム」に示された課題と目的を共有し、その実現に取り組むことで、大学改革をさらに加速させていく。